

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	圧縮天然ガス充填設備設置給油取扱所の圧縮天然ガスの充填及び給油のための停車スペースを共用化する場合の技術上の基準の整備		
担当部署	総務省消防庁危険物保安室	電話番号:03-5253-7524	e-mail: fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp
評価実施時期	平成28年11月		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>①新設又は改廃の目的 給油と圧縮天然ガス充填のための停車スペースを共用化する場合の技術上の基準を規定し、圧縮天然ガス自動車の普及拡大を図るとともに、従業員、顧客、消防隊員等の生命、身体及び財産を守ることを目的とする。</p> <p>②新設又は改廃の内容 圧縮天然ガス充填設備設置給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準に係る特例を規定している危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第27条の3では、火災危険性の観点から、圧縮天然ガススタンドのディスプレイ等給油取扱所の給油空地又は注油空地以外の場所であるほか、給油空地において圧縮天然ガスの充填を行うことができない場所に設置することとされており、給油と圧縮天然ガス充填のための停車スペースの共用化ができない。 今回の改正では、圧縮天然ガススタンドのディスプレイ等を給油空地に設置して、給油と圧縮天然ガス充填のための停車スペースを共用化する場合の技術上の基準(ガソリン等の流出防止対策、圧縮天然ガス自動車下部等へのガソリン等の流入防止対策及び火災等緊急時の安全対策)を規定する。</p> <p>③新設又は改廃の必要性 給油と圧縮天然ガス充填のための停車スペースの共用化を可能とすることは、事業者にとって必要な敷地確保の負担が軽減され、圧縮天然ガス自動車の普及促進に寄与するものであることから、今回の改正は必要である。</p>		
法令の名称・関連条項とその内容	・危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第25条の2(固定給油設備等の構造、第27条の3(圧縮天然ガス充填設備設置屋外給油取扱所の基準の特例)、第27条の4(圧縮天然ガス充填設備設置屋内給油取扱所の基準の特例)及び第28条の2の7(顧客に自ら給油等をさせる圧縮天然ガス充填設備設置給油取扱所等の特例)		
規制の費用	費用の要素		
(遵守費用)	給油と圧縮天然ガス充填のための停車スペースを共用化する場合、当該施設の所有者等にとって、当該施設を消防法上の技術上の基準に適合させるための費用(設置費用、審査手数料等)が発生する。設置費用については、今回の改正によって初めて給油と圧縮天然ガス充填のための停車スペースを共用化することが可能となり、当該施設の設置予定数やその規模(費用は施設の規模等によって異なる。)等については完全には把握できないため、具体的な費用の定量化及び金銭価値化による分析は困難である。 また、市町村長等に対する設置又は変更許可の申請及び完成検査に係る審査に係る手数料は、当該地方公共団体が地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成12年政令第16号)に定める金額と同一の金額を条例で定めている場合、屋外給油取扱所1施設あたりに発生する費用は以下の通りである。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・取扱所の設置許可申請に対する審査手数料 52千円</li> <li>・取扱所の設置許可に係る完成検査手数料 26千円</li> <li>・取扱所の位置、構造又は設備の変更許可申請に対する審査手数料 26千円</li> <li>・取扱所の位置、構造又は設備の変更許可に係る完成検査手数料 13千円</li> </ul>		
(行政費用)	給油と圧縮天然ガス充填のための停車スペースを共用化する場合、市町村長等には設置又は変更許可の申請に対する審査及び完成検査に係る費用が発生するが、これらの費用は各地方公共団体の条例に定めるところにより危険物施設の所有者等から手数料として徴収される(上記参考)。		
(その他の社会的費用)	今回の改正内容に基づいて給油と圧縮天然ガス充填のための停車スペースを共用化するにあたって、必要な安全対策をとることが義務づけられるため、火災発生危険性に伴う社会的費用は発生しない。		
規制の便益	便益の要素		
(遵守便益)	停車スペースを共用化する場合の技術上の基準が整備されることで、事業者にとっては、必要な敷地確保の負担が軽減されるとともに、都心等広大な敷地を確保することが難しい場所に圧縮天然ガス充填設備設置給油取扱所を設置することができるなど、新たなビジネスチャンスが生まれるという便益が生じる。		
(行政便益)	停車スペースを共用化する場合の技術上の基準が整備されることで、圧縮天然ガス充填設備設置給油取扱所における安全を確保し、従業員、顧客、消防隊員等の生命、身体及び財産を守ることができるという便益が生じる。		
(その他の社会的便益)	停車スペースの共用化を可能とすることで、給油取扱所を設置する事業者の敷地確保の負担が軽減し、圧縮天然ガス自動車の普及促進という便益が生じる。		
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	設置費用、審査手数料等の事業者の費用負担や設置又は変更許可の申請に対する審査及び完成検査に係る市町村長等の費用負担(徴収した手数料により支弁される)が発生するが、停車スペースを共用化することによる必要な敷地確保の負担の軽減に伴うビジネスチャンスの拡大や圧縮天然ガス自動車の普及促進という便益は大きく、また従業員、顧客、消防隊員等の生命、身体及び財産を守ることができるという便益が発生することも総合的に勘案すると便益は費用に見合ったものであり、また事業者(危険物施設等の所有者等)がその費用を負担することについては十分な合理性があると考えられるため、今回の改正は適切なものであると考えられる。		
有識者の見解その他関連事項	<p>(1)有識者の見解 「天然ガススタンド併設給油取扱所の停車スペースの共用化に係る安全対策のあり方に関する検討会」(座長:林 光一 青山学院大学理工学部教授)において、現行法令の圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所(危規則第27条の3)の停車スペースを共用化する場合に必要な安全に関する技術基準について国内の事故統計、想定される事故シナリオ、試験やシミュレーションによる検証等に基づき検討され、一定の安全対策を講じることにより停車スペースの共用化は可能との知見が得られた。  <ul style="list-style-type: none"> <li>○天然ガススタンド併設給油取扱所の停車スペースの共用化に係る安全対策のあり方に関する検討会 【<a href="http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h27/temnen_kyouyouka/index.html">http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h27/temnen_kyouyouka/index.html</a>】</li> <li>○天然ガススタンド併設給油取扱所の停車スペースの共用化に係る安全対策のあり方に関する報告書 【<a href="http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h27/temnen_kyouyouka/06/houkoku.pdf">http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h27/temnen_kyouyouka/06/houkoku.pdf</a>】</li> </ul> </p> <p>(2)評価に用いた資料その他関連事項  <ul style="list-style-type: none"> <li>・規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定) 【<a href="http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kaigi/publication/p_index.html">http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kaigi/publication/p_index.html</a>】</li> <li>「天然ガス充填設備を併設した給油取扱所における天然ガス自動車とガソリン自動車の停車スペースの共用化 消防庁は、天然ガス自動車の普及拡大を図るべく、ドイツ等諸外国の事例を踏まえ、天然ガス充填設備を併設した給油取扱所において、天然ガス充填のための停車スペースと給油のための停車スペースを共用化するための方策につき、経済産業省及び事業者を含めた検討会において検討し、結論を得る。」</li> </ul> </p>		
レビューを行う時期又は条件 備考	当該規制の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、必要に応じてレビューを行うものとする。		